

住みたい住んでよかった 魅力いっぱい 元気な浜田  
～豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にすまち～

# 第2次 浜田市総合振興計画

基本構想 平成28(2016)年度～令和7(2025)年度  
後期基本計画令和4(2022)年度～令和7(2025)年度

## 浜田市市民憲章

平成18年10月1日制定

わたくしたちは 青い海と緑の大地に恵まれ  
た美しい自然と温かい人情を誇る浜田市民です  
明るく豊かなまちをつくるために  
この憲章を定め 力をあわせて進みます

- きまりを守り よい習慣を育て  
きれいな住みよいまちをつくります
- 心身の健康に心がけ 明るい家庭を  
築きゆとりのあるまちをつくります
- 働く喜びと誇りを持ち  
活力のあるまちをつくります
- 郷土を愛し 教養を高め  
文化のかおるまちをつくります
- 高齢者をうやまい こどもをはぐくみ  
みんなが助け合うまちをつくります
- 命の大切さを深く考え  
お互いを尊重するまちをつくります



# 目次

## 巻頭 ごあいさつ(浜田市長)

### 第1章 序論

- 1 総合振興計画策定の趣旨……………2
- 2 計画の構成と期間……………2
- 3 前期基本計画の振り返り……………3
- 4 浜田市を取り巻く情勢の変化……………4
- 5 人口ビジョン……………5
- 6 SDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた取組……………13

### 第2章 基本構想

- 1 基本方針……………18
- 2 将来像……………19
- 3 基本構想の期間……………19
- 4 まちづくりの大綱……………20
- 5 基本指標……………21
- 6 土地利用構想……………22

### 第3章 後期基本計画

#### 第1節 後期基本計画の概要

- 1 計画の期間……………24
- 2 計画の性格……………24
- 3 計画の考え方……………24

#### 第2節 まちづくりの展開

- 1 部門別施策体系……………25
- 2 浜田市まち・ひと・しごと創生総合総合戦略との関係……………26

#### 第3節 部門別計画 ～一体的なまちづくり～

- I 産業経済部門……………29
- II 健康福祉部門……………49
- III 教育文化部門……………67
- IV 環境部門……………83
- V 生活基盤部門……………93
- VI 防災・防犯・消防部門……………109
- VII 地域振興部門……………121

#### 第4節 地域別計画 ～地域の個性を活かしたまちづくり～

- 1 浜田地域……………137
- 2 金城地域……………139
- 3 旭地域……………142
- 4 弥栄地域……………145
- 5 三隅地域……………148

#### 第5節 地域活性化に向けた中山間地域対策の推進

#### 第6節 開かれた行財政運営の推進

#### 第7節 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

- 1 国の総合戦略……………156
- 2 浜田市の総合戦略……………157
- 3 基本目標と基本方向……………159

### 第4章 資料編

第 1 章

序 論

# 第1章 / 序論

## 1 総合振興計画策定の趣旨

総合振興計画は、長期的な視点から本市の将来像を定め、その実現に向けて計画的な行政運営を行うため、まちづくりの方向性などを総合的、体系的にまとめた計画です。

この計画は、本市の最上位の計画として市政運営の最も基本となる指針であり、市民と行政の共通の目標となっています。

本市では、平成27(2015)年に策定した第2次総合振興計画前期基本計画(平成28(2016)年度～令和3(2021)年度)の終了に伴い、そこに掲げる「基本構想」を引き継ぎつつ、令和4年(2022)度を初年度とする第2次総合振興計画後期基本計画を策定しました。

また、この度の計画策定に当たっては、同時期に終了を迎える「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を、総合振興計画後期計画と一体的に策定することで、人口減少や少子高齢社会といった本市の抱える多様な課題に、迅速かつ柔軟に対応することとしています。

## 2 計画の構成と期間

総合振興計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

### 基本構想

市政推進の長期的な視点に立った「将来像」と「基本指標」等を示します。また、それを実現するための基本目標を「まちづくりの大綱」として体系的に示します。

目標年次は、10年後の令和7(2025)年度とします。

**【期間】** 平成28(2016)年度～令和7(2025)年度(10年間)

### 基本計画

基本構想に示したまちづくりの大綱に基づき、具体的な施策展開の方向や施策の目標を示します。

**【期間】** 前期 平成28(2016)年度～令和3(2021)年度(6年間)

**【期間】** 後期 令和4(2022)年度～令和7(2025)年度(4年間)

### 実施計画

基本計画に示した施策の方向に沿って具体的な事業を示します。



### 計画期間のイメージ

年度 計画	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)
市長任期	→									
基本構想	将来像の目標年次(10年後)									
基本計画	前期基本計画(6年)						後期基本計画(4年)			
実施計画	※ 毎年ローリング						※ 毎年ローリング			

## 3 前期基本計画の振り返り

### 1 基本指標と現状

第2次浜田市総合振興計画では、人口、出生数及び社会増減数\*を基本指標として、取組を進めており、その現状は表1のとおりとなっています。

人口及び出生数は、計画よりも大きく減少しており、目標値を下回っています。

特に出生数については、これまでも減少傾向にありましたが、ここ数年の減少幅は大きく、特に令和2(2020)年度は300人を下回っています。一方、社会増減数は改善傾向にあり、令和2(2020)年度は▲170人で令和7(2025)年度の目標を達しています。

しかしながら、この状況は新型コロナウイルスの感染拡大による影響と予想されるため、今後の動向が予測しづらい状況ですが、収束後の新たな社会の動きに対応できるよう準備しておく必要があります。

表1

基本指標	策定時	現 状	目標・推計値 (前期基本計画)
人 口 (国勢調査)	(平成27年推計値) <b>58,367人</b>	(令和2年速報値) <b>54,622人</b>	(令和7年度) <b>52,000人</b>
出 生 数 (住民基本台帳)	(平成26年度実績値) <b>年間442人</b>	(令和2年度実績値) <b>年間296人</b>	(令和7年度) <b>年間400人</b>
社会増減数 (住民基本台帳)	(平成26年度実績値) <b>年間▲319人</b>	(令和2年度実績値) <b>年間▲170人</b>	(令和7年度) <b>年間▲200人</b>

### 2 取組状況

第2次総合振興計画前期基本計画では、144項目の成果指標を設けて取組を進めてきました。達成状況(令和2(2020)年度終了時点)で見ると、達成率75%以上が47.1%に留まり、残りの41.3%が達成率50%に達しておらず、結果として、人口の目標達成についても厳しい状況となっています。

そのような中、若者の社会減が人口減少の大きな要因の一つと考えられるので、令和3(2021)年2月に「若者が暮らしやすいまちづくり」をキャッチフレーズに「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス」を策定し、出会い・結婚・出産・子育てをトータルで応援する取組を始めました。この施策を後期基本計画に引き継いで取り組んでいくこととしています。

### 3 後期基本計画の考え方

これまで、人口を基本指標として取り組んできた人口減少対策は、その効果についてしっかりと検証を行い、必要なものは引き続き取り組んでいくこととしています。

また、この度の計画策定に当たっては、事前に開催した「元気な浜田づくり市民委員会」や「中・高校生の地域や将来意識に関するアンケート」等の結果を踏まえ、将来像にある「住んでよかった」にスポットを当て、今、本市に住んでいる市民のみなさんに、「住んでよかった」と思っただけの施策を中心に展開します。

用語  
解説

社会増減数 転入者数と転出者数との差し引き

## 6 SDGs (持続可能な開発目標)の達成に向けた取組

### 1 SDGsの概要

① SDGsとは  
「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成27(2015)年9月の国連サ

ミットで採択された令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。SDGsは、17の目標とそれに紐づく169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する総合的な取組が示されています。

② 自治体に期待されるSDGsの取組

国は、SDGsの17の目標や169のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸問題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。

また、自治体と企業や大学、地域団体など社会全体で、SDGsという共通言語を持つことにより、政策目標の共有と連携促進、パートナーシップの深化が実現するとしています。

### 2 後期基本計画におけるSDGsの考え

後期基本計画において、「住みたい 住んでよかった」と思える本市の目指す具体的な施策展開の方向性や施策の目標を示し、取組を進めることは、国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標と169のターゲットを設定して実行されることとその方法が一致しています。そこで、後期基本計画の中にSDGsの理念を取り込み、本市の実情に合わせた目標やターゲットの選択を行い、多種多様な取組を行うことで、後期基本計画の目標とともにSDGsの目標も達成していくことを目指します。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



# SDGsに掲げる17の目標



## ゴール 1 貧困をなくそう

あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ

自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。



## ゴール 2 飢餓をゼロに

飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する

自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。



## ゴール 3 すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する

住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。



## ゴール 4 質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。



## ゴール 5 ジェンダー平等を実現しよう

ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る

自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。



## ゴール 6 安全な水とトイレを世界中に

すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する

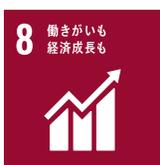
安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。



## ゴール 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する

公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。



## ゴール 8 働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)を推進する

自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

9 産業と技術革新の  
基礎をつくらう

## ゴール 9

産業と技術革新の  
基礎をつくらう

**強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る**

自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。

10 人や国の不平等  
をなくそう

## ゴール 10

人や国の不平等  
をなくそう

**国内および国家間の格差を是正する**

差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。

11 住み続けられる  
まちづくりを

## ゴール 11

住み続けられる  
まちづくりを

**都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする**

包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。

12 つくる責任  
つかう責任

## ゴール 12

つくる責任  
つかう責任

**持続可能な消費と生産のパターンを確保する**

環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。

13 気候変動に  
具体的な対策を

## ゴール 13

気候変動に  
具体的な対策を

**気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る**

気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。

14 海の豊かさを  
守ろう

## ゴール 14

海の豊かさを  
守ろう

**海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する**

海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。

15 陸の豊かさも  
守ろう

## ゴール 15

陸の豊かさも  
守ろう

**陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る**

自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。

16 平和と公正を  
すべての人に

## ゴール 16

平和と公正を  
すべての人に

**持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する**

平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。

17 パートナースHIPで  
目標を達成しよう

## ゴール 17

パートナースHIPで  
目標を達成しよう

**持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する**

自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

# 第 2 章

## 基本構想

## 第2章 / 基本構想

### 1 基本方針

本市のまちづくりを進めるに当たり、次の3つの基本方針を設定します。



## 2 将来像

浜田市が目指す将来像を次のとおりとします。

**住みたい 住んでよかった  
魅力いっぱい 元気な浜田**

～ 豊かな自然、温かい人情、人の絆を大切にするまち ～

### 将来像に込めた思い

市民の皆さんが、将来にわたって浜田市に「住みたい、住んでよかった」と思うことができ、本市の多彩な地域資源を最大限に発揮できる魅力いっぱいの元気な浜田市を目指します。

また、本市の美しく豊かな自然と、市民の温かい人情、そして人の絆を大切にするまちを目指します。

## 3 基本構想の期間

基本構想の期間は、平成28(2016)年度を初年度として、令和7(2025)年度を目標年度とする10年間とします。

## 4 まちづくりの大綱

将来像を実現するために、次の7つの「まちづくりの大綱」を掲げ、積極的に推進します。

# まちづくりの大綱

**I**  
**活力のある産業を育て  
雇用をつくるまち**  
【産業経済部門】  
農林水産業や商工業等の既存産業と観光とのネットワーク\*化を進め、活力のある産業を創造するまちを目指します。

**II**  
**健康でいきいきと  
暮らせるまち**  
【健康福祉部門】  
保健・医療・福祉サービスが充実し、誰もが安心して生活できる環境を備えた健康でいきいきと暮らせるまちを目指します。

**III**  
**夢を持ち郷土を  
愛する人を育むまち**  
【教育文化部門】  
自ら学び高めあう学習活動を推進し、郷土に誇りを持った次世代を担う人を育むまちを目指します。



**IV**  
**自然環境を  
守り活かすまち**  
【環境部門】  
豊かな自然や美しい景観を引き継ぐため、適切なりサイクル推進に努めるとともに、自然エネルギーの活用を推進するまちを目指します。

**VII**  
**協働による  
持続可能なまち**  
【地域振興部門】  
市民や地域団体、企業、NPO\*、行政が協働し、地域課題の解決や新たな取り組みを進め、持続可能なまちを目指します。

**VI**  
**安全で安心して  
暮らせるまち**  
【防災・防犯・消防部門】  
市民と行政が協働で、地域の防災や防犯活動を推進し、安全で安心して暮らせるまちを目指します。

**V**  
**生活基盤が整った  
快適に暮らせるまち**  
【生活基盤部門】  
生活の基盤となる道路や鉄道、港湾等の交通基盤を充実するとともに、情報通信基盤を整備し、快適に暮らせるまちを目指します。

第 3 章  
後期  
基本計画

# 第3章 / 後期基本計画

## 第1節 後期基本計画の概要

### 1 計画の期間

後期基本計画は、令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間とします。

### 2 計画の性格

後期基本計画は、基本構想に示す「将来像」の実現と「基本指標」を達成するため、7つの「まちづくりの大綱」に基づき、具体的な施策展開の方向である「基本方針」や「主要施策」を示すものです。

前期基本計画の進捗状況を踏まえ、まちづくりの大綱に基づく「部門別計画」と「地域別計画」を示すとともに、本市の重点課題である人口減少対策に取り組むため、「若者が暮らしたいまちづくり」を中心とした施策を展開します。

### 3 計画の考え方

後期基本計画の推進に向けて、次の4つの考え方を基本とします。

#### ① 若者が暮らしたいまちづくり

人口減少、少子化の要因の一つである「若者の減少」に重点を置き、令和3(2021)年2月に策定した「浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略プラス」の施策を引き継ぐとともに、若者が暮らしたい、住んで良かったと思えるまちづくりとなる計画とします。

#### ② 協働のまちづくりの推進

本市は、人口減少や少子高齢社会に対応するため、新しいまちづくりに向けた基本的なルールとして、令和3(2021)年4月に「浜田市協働のまちづくり推進条例」を施行し、新たなまちづくりがスタートしました。

後期基本計画は、市民やまちづくり活動団体、事業者、NPO、行政など、それぞれの主体が対等な立場で手を取り合い、「みんなが笑顔で暮らせるまち」を未来に残すための取組がさらに推進されるための計画とします。

まちづくりを「自分ごと」として考えてもらうため、「元気な浜田づくり市民委員会」でいただいた意見を参考に、「市民一人一人」「企業や団体」「地域」でできることを「吹き出し」で記載しています。

#### ③ 地域の個性を活かしたまちづくりと住民自治の推進

浜田市協働のまちづくり推進条例 第3条の基本理念にもあるように、本市の自然、伝統及び文化を次世代に継承し、地域の個性を活かしたまちづくりを推進するとともに、地域の皆さんが主役となってまちづくりを進めることができる計画とします。

#### ④ 主要施策等の明確化

後期基本計画は、前期基本計画の考え方を引き継ぎ、基本構想に掲げる7つの「まちづくりの大綱」に基づく施策大綱を進めるため「現状と課題」「基本方針」「主要施策」を示し、より具体的で実効性のある計画とします。

また、各主要施策に数値目標(KPI)を設定することにより、その目標に対する各年度の進捗状況が客観的に把握できるよう示します。

## 第2節 まちづくりの展開

### 1 部門別施策体系

将来像	まちづくりの大綱	施策大綱(総合戦略の基本方向)	主要施策
住みたい住んでよかった魅力いっぱい元気な浜田	<b>I</b> <b>活力のある産業を育て雇用をつくるまち</b> 【産業経済部門】	1 水産業の振興 2 農林業の振興 3 商工業の振興 4 国際貿易港浜田港を活用した産業振興 5 観光・交流の推進 6 企業立地による雇用の推進	5 施策 4 施策 3 施策 3 施策 4 施策 2 施策
	<b>II</b> <b>健康でいきいきと暮らせるまち</b> 【健康福祉部門】	1 医療体制の充実 2 健康づくりの推進 3 子どもを安心して産み育てる環境づくり 4 高齢者福祉の充実 5 障がい者福祉の充実 6 地域福祉の推進	4 施策 5 施策 3 施策 4 施策 3 施策 3 施策
	<b>III</b> <b>夢をもち郷土を愛する人を育むまち</b> 【教育文化部門】	1 学校教育の充実 2 家庭教育支援の推進 3 社会教育の推進 4 生涯スポーツの振興 5 歴史・文化の伝承と創造	3 施策 2 施策 3 施策 3 施策 5 施策
	<b>IV</b> <b>自然環境を守り活かすまち</b> 【環境部門】	1 地球温暖化対策の推進 2 循環型社会の構築 3 環境保全と快適な住環境づくりの推進 4 特性を活かした景観形成の推進	2 施策 2 施策 4 施策 2 施策
	<b>V</b> <b>生活基盤が整った快適に暮らせるまち</b> 【生活基盤部門】	1 道路網の整備 2 公共交通の充実 3 地域情報化の推進 4 充実した都市基盤の整備 5 快適な生活基盤の整備	4 施策 3 施策 3 施策 3 施策 4 施策
	<b>VI</b> <b>安全で安心して暮らせるまち</b> 【防災・防犯・消防部門】	1 災害に強いまちづくりの推進 2 地域防犯力の強化・交通安全対策の推進 3 消防・救急体制の充実	4 施策 2 施策 5 施策
	<b>VII</b> <b>協働による持続可能なまち</b> 【地域振興部門】	1 地域コミュニティの形成 2 人がつながる定住環境づくりの推進 3 大学等高等教育機関と連携した地域づくり 4 人権を尊重するまちづくりの推進 5 男女共同参画社会の推進	4 施策 4 施策 3 施策 1 施策 2 施策

## 2 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

### 総合振興計画 後期基本計画

～若者が暮らしたいまちづくり～

まちづくりの大綱		施策大綱(基本方向)
<b>I</b>	活力のある産業を育て雇用をつくるまち 【産業経済部門】	6項目
<b>II</b>	健康でいきいきと暮らせるまち 【健康福祉部門】	6項目
<b>III</b>	夢をもち郷土を愛する人を育むまち 【教育文化部門】	5項目
<b>IV</b>	自然環境を守り活かすまち 【環境部門】	4項目
<b>V</b>	生活基盤が整った快適に暮らせるまち 【生活基盤部門】	5項目
<b>VI</b>	安全で安心して暮らせるまち 【防災・防犯・消防部門】	3項目
<b>VII</b>	協働による持続可能なまち 【地域振興部門】	5項目

### 浜田市まち・ひと・しごと創生総合戦略

横断的な目標 新しい時代に向けた持続可能なまちづくり

基本目標 **1**

産業振興と企業立地  
による雇用の創出

基本目標 **2**

子どもを安心して産  
み育てる環境づくり

基本目標 **3**

U・Iターンや定住  
の促進とふるさと郷  
育の推進

基本目標 **4**

地域の特性を活かし  
た安心して暮らせる  
はまだづくり

**第3節 部門別計画 ～一体的なまちづくり～**

<b>I</b> 産業経済部門……………	P 29
<b>II</b> 健康福祉部門……………	P 49
<b>III</b> 教育文化部門……………	P 67
<b>IV</b> 環境部門……………	P 83
<b>V</b> 生活基盤部門……………	P 93
<b>VI</b> 防災・防犯・消防部門……………	P 109
<b>VII</b> 地域振興部……………	P 121

# 部門別計画の見方

現状と課題を示しています。必要に応じて統計データ等を掲載しています。



## 水産業の振興

水産浜田を未来へつなぐ

### 現状と課題

- 水産業を取り巻く情勢は、令和元(2019)年5月に地元沖合底びき網漁船団1ヶ統が廃業、令和3(2021)年3月には地元中型まき網漁船団1ヶ統が海難事故により操業再開が困難な状況となり、水揚量の更なる減少が危惧されています。加えて、魚価の低迷、漁船の老朽化、漁業就業者の高齢化や後継者不足等によって厳しい状況が続いています。
- 基幹産業である水産業の振興に向け、水産物を取り扱う仲買・水産加工・流通・小売などの関連産業の活性化のため、水揚量の確保が急務です。そのためにも、浜田漁港において安定的に水揚げを行う沖合底びき網漁船団、中型まき網漁船団及び定置網漁船の維持・存続は最重要課題であり、漁船の老朽化対策や担い手の確保対策が必要です。
- 水揚量を増やすための地元外漁船団の誘致や水産資源の育成・確保、魚価の維持・向上のための市場施設の整備、消費拡大のための「山陰浜田港」水産物の販路開拓などの対策が求められています。

### 総合戦略に係る施策

基本目標1	基本目標2	基本目標3	基本目標4
雇用の創出	子育て環境づくり	定住促進とふるさと郷育の推進	安心して暮らせるはまだづくり

現状と課題を踏まえ、今後の基本的な方向性を示しています。



### 基本方針

- 水揚げの確保・増大のため地元漁船の維持・存続を最重要課題と捉え、漁船の老朽化対策や担い手の確保対策を推進します。
- 地元外漁船団の誘致や稚魚・稚貝等の放流、陸上養殖の事業化支援による水揚げの増大、ブランド化の推進による魚価の向上に取り組み、浜田漁港周辺エリアを核とした水産業の活性化を図ります。

### 主な個別計画

- ☑ 浜田漁港周辺エリア活性化計画

「現状と課題」、「基本方針」を踏まえ、具体的な施策や主な事業、取り組みを示すとともに、施策に応じて目標を掲載しています。

### 主要施策

#### 1 地元漁船の存続

地元の沖合底びき網漁船団、まき網漁船団、定置網漁船の全船存続に向けて、漁船の老朽化対策を含めた収益性の高い操業・生産体制への転換による漁業構造改革を推進し、漁業経営の安定化を図るため、漁業生産者が行う新船建造等の漁船の更新による事業継続等の取組について県と連携し支援します。



#### 主な事業・取組

- ☑ 水産業競争力強化漁船導入促進事業

#### 代表的な目標

目 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	目標・指標の説明
沖合底びき網漁船団の維持	4ヶ統	4ヶ統	市内の漁港を根拠地として沖合底びき網漁業を行う船回数
まき網漁船団の維持	1ヶ統	1ヶ統	市内の漁港を根拠地としてまき網漁業を行う船回数
定置網漁船の維持	2経営体	2経営体	市内の漁港を根拠地として定置網漁業を行う経営体数



# 教育文化部門

夢を持ち郷土を愛する人を育むまち

- 1 学校教育の充実  
生きる力の育成
- 2 家庭教育支援の推進  
地域ぐるみで子どもを育む
- 3 社会教育の推進  
地域で活躍する人づくり
- 4 生涯スポーツの振興  
スポーツを通じた心身の健康増進
- 5 歴史・文化の伝承と創造  
将来へ芸術・文化財を守り伝える



# 1

## 学校教育の充実

### 生きる力の育成

#### 現状と課題

■ 学校教育では、幼児期から高校まで一貫して「生きる力」を育み、子ども一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが重要です。また、児童生徒が快適な環境で生活するために、教育施設の計画的な整備・改修を検討する必要があります。

各学校では、人権尊重の精神を全ての教育の基底におき、子ども一人一人の自尊感情を育むことが重要です。また、子どもの能力や興味を引き出すよう、一人一人に応じた指導が重要となっています。このための方策として、GIGAスクール構想により整備した一人一台端末をはじめとしたICT機器を活用するなど、個別最適化された指導を推進していくことも必要となります。

また、一人一人に応じた指導を可能にするためには、教職員が子どもと向き合う時間を確保することも必要です。

■ 本市では、食育を推進するとともに、学校給食での地産地消を推進しており、地産地消率では、県内8市では上位を維持しています。引き続き、学校給食など様々な取組を通じて、児童生徒の健全な体づくりを図っていく必要があります。

#### 総合戦略に係る施策

基本目標 1	基本目標 2	基本目標 3	基本目標 4
雇用の創出	子育て環境づくり	<b>定住促進とふるさと郷育の推進</b>	安心して暮らせるはまだづくり

<b>SDGs</b> 目標	<b>3</b> すべての人に健康と福祉を 	<b>4</b> 質の高い教育をみんなに 	<b>9</b> 産業と技術革新の基盤をつくろう 	<b>10</b> 人や国の不平等をなくそう 	<b>16</b> 平和と公正をすべての人に 
-------------------	---------------------------	--------------------------	------------------------------	----------------------------	----------------------------

#### 基本方針

■ 子どもの「生きる力」を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現を目指し、学ぶ意義を深め、学ぶ意欲を高めるとともに、基礎学力の定着に加え、思考力、判断力、表現力等の幅広い学力の育成を図ります。幼児期においては、これらの基礎を培うため、幼児教育の質の向上に取り組みます。

- 自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることができるよう、幼児期からの人権尊重の意識を高める教育活動を推進します。
- 魅力ある食育活動を行い、幼児期からの健全な食生活の実現と体づくりを推進します。また、食育を通じた健康状態の改善等を推進します。

## 主な個別計画

- ☑ 浜田市教育振興計画

## 主要施策

### 1 生きる力の育成

学習指導要領では、「生きる力」を育むため、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の育成を3つの柱としています。特に、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探究する力を育むため、児童生徒の思考力・判断力・表現力の向上に努めます。幼児期においては、この基礎を培うことが重要であるため、幼児教育力向上の拠点として、幼児教育センターの設置に取り組みます。

また、主体的・協働的に探究する力を育むために、ふるさとの教育資源を活用し、学ぶことと社会とのつながりを意識した教育を行います。地域住民・企業と協力し、ふるさとを愛し、ふるさとに貢献しようとする人材育成を図ります。

教員の資質向上に努めるとともに、学力調査の実施を通して実態を把握し、小・中学校9年間を見通した教育を推進する等、本市の教育力の向上を目指します。

また、安全で安心な教育を推進するため、学校教育施設等の環境整備に努めます。

### 主な事業・取組

- ☑ 学力育成総合対策事業(授業力向上研修、図書館活用教育、タブレットドリル学習等)
- ☑ 小中連携教育推進事業
- ☑ 幼児教育センターの設置【再掲】



市民一人一人



企業や団体



地域

子どもたちが自ら探究する力、ふるさと浜田を好きだと感じ、誇りに思う気持ちを育みます。

### 代表的な目標

目 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	目標・指標の説明
地域や社会をよくするために何をすべきかを考える子どもの割合の増加	小5：45.7% 中2：32.7%	小5：55.7% 中2：42.7%	島根県学力調査による肯定率「しまねの学力育成推進プラン」では、地域に関わる学習の充実を取組の柱としている。このプランの評価指標との整合性を図る
「総合的な学習の時間」では、集めた情報を課題に沿って整理して考え、発表する学習に取り組んでいると思う子どもの割合の増加	小5：57.5% 中2：66.7%	小5：67.5% 中2：76.7%	島根県学力調査による肯定率「しまねの学力育成推進プラン」では、地域に関わる学習を充実させるため、総合的な学習の時間の学習を重視している。このプランの評価指標との整合性を図る

## 2 一人一人を大切にしている教育の推進

いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応と、不登校の解消に向けて、児童生徒とその家庭への指導や相談等の支援を行います。

また、教育上特別な配慮を必要とする幼児・児童・生徒の実態掌握に努め、持てる力を活かせるよう、個々に対応した支援を推進します。

一人一人に応じた指導のために、GIGAスクール構想により整備した一人一台端末をはじめとしたICT機器を活用した指導の充実に努め、個別最適化された指導を推進します。

そして、教職員が子ども一人一人と向き合うゆとりを生み出すために、校務の負担軽減を図るための支援や学習支援員の配置等に努めます。

教職員を対象とした人権・同和教育研修等の実施により児童生徒の模範となる教職員の資質の向上を図るとともに、児童生徒を対象とした人権教育や人権集会等の充実に努めます。

### 主な事業・取組

- 問題行動、いじめ等の指導相談
- ICT機器を活用した授業改善事業
- 人権教育推進事業
- 幼児通級教室の設置

### 代表的な目標

目 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	目標・指標の説明
将来の夢や目標をもっていると思っている子どもの割合の増加	小5：79.3% 中2：70.6%	小5：89.3% 中2：80.6%	島根県学力調査による肯定率
自分には良いところがあると思っている子どもの割合の増加	小5：62.9% 中2：60.9%	小5：80.0% 中2：80.0%	島根県学力調査による肯定率

## 3 食育と健全な体づくりの推進

健康で安全な生活を自ら実践できるようにするため、幼児期から食育に取り組むとともに、地域の食材や産業を知ることによって食育を推進します。また、食材仕入業者、生産者との連携を図ることで、本市をはじめとする島根県産の食材を積極的に取り入れ、学校給食での地産地消を推進します。

教育活動全体を通して、児童生徒の健康・体力づくりに対する自らの意識向上と体力の向上を図るとともに、小中学校体育連盟主催の大会等を支援します。

### 主な事業・取組

- 食育推進事業
- 学校給食での地産地消の推進
- 学校体育大会支援事業

### 代表的な目標

目 標	現状値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	目標・指標の説明
学校給食での地域食材利用率の増加	61.9%	70.0%	市内小中学校の給食における地元食材利用率

# 第4章

## 資料編

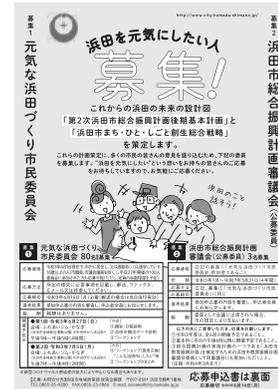
■資料1	第2次浜田市総合振興計画後期基本計画の策定体制	164
■資料2	浜田市総合振興計画審議会条例	165
■資料3	浜田市総合振興計画審議会委員名簿	166
■資料4	第2次浜田市総合振興計画の策定経過	167
■資料5	第2次浜田市総合振興計画後期基本計画の諮問・答申	168
■資料6	代表的な目標一覧	169
■資料7	元気な浜田づくり市民委員会	177
■資料8	主な取組とSDGsの対応	180
■資料9	中・高校生の地域や将来意識に関するアンケート調査結果報告書(抜粋)	185
■資料10	用語の解説	196
■資料11	浜田市協働のまちづくり推進条例	200

## 資料 7 元気な浜田づくり市民委員会

第2次浜田市総合振興計画後期基本計画の策定にあたり、多くの市民の皆さんのご意見を反映するため、令和3年6月27日(日)、7月5日(月)の2回にわたり「元気な浜田づくり市民委員会」を開催し、まちづくり大綱に掲げる7つの部門に分かれて意見交換を行いました。

いただいたご意見は、第2次浜田市総合振興計画後期基本計画の中で、できる限り反映しています。

また、市民の皆さんに、まちづくりを「自分ごと」として考えてもらうため、この市民委員会の意見として出てきた「市民一人一人」「企業や団体」「地域」がやることを「吹き出し」で表記しました。



第1回	日時	令和3年6月27日(日) 午後1時~午後5時
	会場	ふれあいジム・かなぎ <b>参加者</b> 46名
	内容	○浜田市総合振興計画及び市の現状説明 ○ワールドカフェ テーマ①「浜田市のこれまでとこれから」 テーマ②「こんな浜田がいいな!」 ○ワークショップ 7つの「まちづくり大綱」



### 第1回のワールドカフェから出たキーワード



#### ◆こんな浜田がいいなあ(「私たち」にとって理想の浜田市)と、市の施策体系の関係性



第2回	日時	令和3年7月5日(月) 午後7時~午後9時
	会場	ふれあいジム・かなぎ <b>参加者</b> 41名
	内容	○前回の振り返り ○ワークショップ テーマ「誰が(と)」「何に」取り組むか



※ 第3回の「浜田市総合振興計画 後期基本計画(案)」の確認・意見交換は、新型コロナウイルス感染拡大により中止(書面による意見聴取を実施)

意見のまとめは次ページ

## 元気な浜田づくり市民委員会のまとめ

元気な浜田づくり市民委員会で話し合われた意見に対する計画への反映状況は次のとおりです。

誰が	何に取り組むか	意見反映	施策大綱 No.
<b>“経済的に豊かな”浜田</b>			
行政、市民	市民からの企業情報をもとに、行政等と誘致を図る		
行政、市民	市民の起業を行政・団体・地域が後押しする	○	I-3
	市外にいる(子供や孫たち)の知識や経験を遠くにいても活かす	○	VII-2
<b>“働き続けられる”浜田</b>			
行政	市議会議員の質の向上を図る		
<b>“医療・介護費が増えない工夫がある”浜田</b>			
行政	食生活についての情報を市報、SNS等で積極的な情報発信	○	II-2
市民	生活習慣病にならない為の食生活に気をつける	○	II-2
<b>“高・大学生に“暮らし続けたい”と思ってもらえる”浜田</b>			
企業や団体	給料を上げ、(家賃補助)福利厚生を良くする	○	I-6
行政、企業や団体	アーティストのコンサートの誘致と、若者のためにスケート場を存続	○	III-4・III-5
行政、企業や団体、地域、市民	学生の意見を聞く場を設ける	○	III-3・VII-3
行政	市営住宅等の提供	○	V-5
行政、企業や団体、地域、市民	つながって(連携し)、高・大学生のやりたいことをサポートする体制をつくる	○	III-3・VII-3
企業・団体	子育てしやすい仕事環境を整える	○	III-3
<b>“幸せな子ども時代を過ごせる”浜田</b>			
行政、地域、市民	遊びの場を保障する	○	III-4
行政、地域、市民	子どものやりたいを満たす体験の場	○	III-3
企業や団体、地域	子どもと過ごせる時間を増やすよう企業も努力する	○	II-3
行政、企業、地域、市民	子どもの権利条約に基づく条例を作る		
行政、地域	学力向上に向けた教育の充実	○	III-1
市民	子どもの生きる力をエンパワーメントするために、大人がチャンスを奪わない	○	III-3
行政、地域、市民	自然に触れる機会を設ける。教員をはじめ地域の人が地域の環境をともに知る	○	III-3
	子どもの可能性が広がる教育をする	○	III-1
	一次産業を魅力的に伝える教育をする	○	III-1
<b>“伝え続けるものがある”浜田</b>			
行政、地域、市民	「まつり」を伝え続ける	○	III-5

誰が	何に取り組むか	意見反映	施策大綱 No.
行政、地域、市民	グループ(〇〇を守る会)をつくって、勉強して、まとめる		
行政、地域	神楽を県外の人に魅力を伝え、有料にして、演者もやりがいを見つける	○	I-5
<b>“海山里の自然を生かした”浜田</b>			
行政、団体、地域	耕作放棄地の活用のため、市民農園やオーナー制の拡充やコーディネート制度をつくる	○	I-2
企業や団体	綺麗な海を生かした観光ツアー	○	I-5
行政、企業や団体、地域	森の幼稚園、海の幼稚園	○	III-1
企業	介護予防事業への応用	○	II-4
行政、企業や団体	事業ごとに環境配慮基準の策定		
<b>“不便さを感じない”浜田</b>			
企業や団体	〇〇に行きたい人やモノをマッチングしてくれるビジネスをつくる		
<b>“新たなつながりが感じられる”浜田</b>			
行政	地域でやっているイベント・行事の情報発信	○	VII-1
行政、企業や団体	地域活動をする団体や組織を育てる	○	IV-1・IV-3 VII-1
地域	まちづくりセンターの活動(教室)を活発にする	○	V-3・VII-1
行政	図書館の2階の活用を図る		
地域	まちづくりセンター等を利用し、地域の交流を深め次世代のリーダーを育成しながら昔ながらのつながりを再生する	○	VII-1
地域	大学生、高校生と世代を超えた会話の場を作る	○	III-3・VII-3
地域	「出過ぎた杭は打たれない！」地域をつくる	○	VII-1
<b>新たな浜田の魅力を“市外にアピールする”</b>			
市民	若者の声に耳を傾ける	○	VII-1
<b>“市民の意見が寄せられやすくなる”浜田</b>			
行政	市民の寄せた声に対し、最終的な決定のプロセスを市民にわかるようにする	○	第6節
行政	市民との協働に関する主管の担当課をつくる		
行政、地域、市民	市民の声を拾う仕組みを創る	○	VII-1 第6節
行政、地域、市民	会議をオープンにし、説明を丁寧にする	○	第6節
その他(議会)	議会と行政のコミュニケーションをよくする		